

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(安全避難通路, 非常用照明, 通信連絡設備)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別, 目録番号	図書名称	該当頁					
1	2021/10/13	NS2-添6-001-07	施設共通説明書(安全避難通路)	島根原子力発電所第2号機審査資料 安全避難通路を明示した図面	P.2	通路全般に非常灯を設置しなくても照度が確保されていることを説明すること。	2022/4/7	非常灯の無い理由について整理し追記しました。	NS2-補-021改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 工事計画に係る補足説明資料(安全避難通路に関する説明書)」目次,資料No.1の目次,P.34	
2	2021/10/13	NS2-添1-040(比)	比較表(VI-1-1-13)	島根原子力発電所第2号機審査資料 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)	P.9(全般)	「設備仕様の相違」の相違内容を説明すること。	2022/4/7	設備仕様の相違内容について詳細を記載しました。	NS2-添1-040(比)改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)」P.8,9,10,12,13,16	
3	2021/10/13	NS2-補-022	補足説明資料	島根原子力発電所第2号機審査資料 工事計画に係る説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.10	誘導灯は1.5カンデラと記載しているが,消防法で定める通路誘導灯の5カンデラが必要ないか説明すること。	2022/4/7	通路誘導灯の5カンデラについて追記し,避難口誘導灯と通路誘導灯で分けて記載しました。	NS2-補-022改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)」資料No.1のP.10,15	
4	2021/10/13	NS2-添1-040	施設共通説明書(VI-1-1-13)	島根原子力発電所第2号機審査資料 VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書	P.3	LEDライト(三脚タイプ)に内蔵電池がある旨説明すること。	2022/4/7	LEDライト(三脚タイプ)に内蔵電池がある旨追記しました。	NS2-添1-040改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書」P.3 NS2-添1-040(比)改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)」P.5	
5	2021/10/13	NS2-補-022	補足説明資料	島根原子力発電所第2号機審査資料 工事計画に係る説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.22	チェンジングエリア用照明が代替電源から電源供給できることを説明すること。	2022/4/7	代替交流電源から給電できる旨を注記にて記載しました。	NS2-補-022改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)」資料No.1のP.22	
6	2021/10/13	NS2-補-022	補足説明資料	島根原子力発電所第2号機審査資料 工事計画に係る説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.10	直流非常灯の設置許可での照度50ルクスと工認での照度20ルクスの考え方の相違について説明すること。	2022/4/7	設置変更許可申請における審査資料(59条)では,LED照明(三脚タイプ)の照度について,直流非常灯の設計値である50ルクス以上の実力値を持つことを確認している旨を記載していましたが,設計進捗により設計値としての必要照度を整理した結果,「JIS Z 9125(2007)屋内作業場の照度基準」として20ルクス以上を確保する設計とすることに記載を見直しました。	NS2-補-022改01「島根原子力発電所第2号機 審査資料 工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)」資料No.1のP.10	
7	2021/10/28	NS2-添1-038(比)	比較表(VI-1-1-11)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)	P.7	単号機申請の理由について追加説明すること。	2022/4/7	単号機申請としていたため,号機の区分けなくという記載にしていたが,設置許可でも共用と記載しているため,それに合わせた記載に見直しました。(下線部参照) (旧)通信連絡設備(発電所内)の一部は,号機の区分けなく通信連絡する設計とする。 (新)通信連絡設備(発電所内)の一部は,1号機,2号機及び3号機で共用する設計とし,各設備の共用の区分を表3-1に示す。	NS2-添1-038 改01「VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書」P.3,8 NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)」P.8,16	
8	2021/10/28	NS2-添1-038(比)	比較表(VI-1-1-11)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)	P.7	通信連絡設備(発電所内)の一部について,追加説明すること。	2022/4/7	共用する通信連絡設備について,次のとおり記載を見直しました。 【本文】共用する設備は本文中に共用する旨を追記しました。 【表3-1】「共用の区分」の列を追加しました。表内で記載するため表外に記載していた共用に関する注記は削除しました。 【比較表】相違点は,以下の記載に見直しました。 *記載の相違【東海第二,柏崎7】島根2号機は共用する設備を本文と表に記載	NS2-添1-038 改01「VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書」P.1,2,6,17~22 NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)」P.1,5,6,13,26~30	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への反映箇所	備考
		ヒアリング資料番号	図書種別、目録番号	図書名称	該当頁					
9	2021/10/28	NS2-添1-038(比)	比較表(VI-1-1-11)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)	P.12 全般	相違理由の類型化が適切になされているか一般的に説明すること。	<p>類型化されていない相違点について、適切に見直しました。また、相違点の類型化を次のとおり訂正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)島根2号機は通信連絡設備(発電所外)の電力保安通信用電話設備を専用通信回線に接続する(以下、⑤の相違) (新)島根2号機は通信連絡設備(発電所外)の電力保安通信用電話設備を専用通信回線に接続する</p> <p>(旧)島根2号機は単号機申請(以下、⑥の相違) (新)島根2号機は共用する設備を本文と表に記載(以下、⑤の相違)</p> <p>(旧)島根2号機は充電式電池を使用する可搬型を緊急時対策所に配備する(以下、⑦の相違) (新)島根2号機は充電式電池を使用する可搬型を緊急時対策所に配備する(以下、⑥の相違)</p> <p>(旧)島根2号機は一般送配電事業者設備が回線を敷設(以下、⑧の相違) (新)島根2号機は一般送配電事業者が回線を敷設(以下、⑦の相違)</p>	NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)P.1,5~7,10,11,13~15,17~20,25~30,33		
10	2021/10/28	NS2-添1-038(比)	比較表(VI-1-1-11)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)	P.12	「表3-4~」の「バックアップ伝送ライン」について、他社との差異を確認し説明すること。	<p>制御装置等から信号を受け、有線系又は無線系で緊急時対策所へ伝送する構成は同等のため、波線を記載しました。(下線部参照)</p> <p>表3-4に示す緊急時対策所へ伝送している、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパラメータは、<u>通常</u>のデータ伝送ラインが使用できない場合に、<u>耐震性のある無線通信装置(伝送路)</u>で構成するバックアップ伝送ラインによりデータを収集できる設計とする。</p>	NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)P.13,21		
11	2021/10/28	NS2-添1-038(比)	比較表(VI-1-1-11)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)	P.5	p.5とp.8等、「所内通信連絡設備」の使い分けを説明すること。	<p>警報装置、所内通信連絡設備を構成する機器は同じ所内通信連絡設備のため、「所内通信連絡設備(警報装置を含む。)」に統一しました。</p>	NS2-添1-038 改01「VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書」P.2,3,12,13 NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)」P.6,8,22,23 NS2-補-009改08「工事計画に係る補足説明資料(計測制御系統施設)」資料No.5のP.17,18		
12	2021/10/28	NS2-添1-038	施設共通説明書(VI-1-1-11)	VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書	P.19	中継コードの記載の必要性を説明すること。	<p>有線式通信設備の中継コードについては、補足説明資料の内容を添付資料に記載しました。また、*4の内訳を見直しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)*4:内訳は、廃棄物処理建物(中央制御室付近):10台(予備6台を含む)。 (新)*4:内訳は、<u>有線式通信機が廃棄物処理建物(中央制御室付近):10台(予備6台を含む)</u>。 <u>中継コードが廃棄物処理建物(中央制御室付近):4台(予備2台を含む)。</u></p>	NS2-添1-038 改01「VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書」P.19 NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)」P.28		
13	2021/10/28	NS2-補-009	補足説明資料	工事計画に係る説明資料(計測制御系統施設)	P.3,5	重大事故等対処設備欄について、記載方法の違いを説明すること。	<p>設計基準対象施設、重大事故等対処設備の記載が同じ設備は重大事故等対処設備欄を「同左」に訂正しました。</p>	NS2-添1-038 改01「VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書」P.18,19,22 NS2-添1-038 改01(比)「先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書)」P.27,28,30 NS2-補-009 改08「工事計画に係る補足説明資料(計測制御系統施設)」資料No.5のP.3,4,11		

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(安全避難通路)

No.	図書番号	図書名称	該当頁 (通し頁)	適正化内容	提出年月日	備考
1	NS2-添1-039改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 安全避難通路に関する説明書)	P.2,3	備考欄の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)島根2号機は (新)島根2号機は	2022/4/4	
2	NS2-補-021改01	工事計画に係る補足説明資料 (安全避難通路に関する説明書)	P.28	サイトバンカ建物の図のPN方位を適正化しました。	2022/4/4	
3	NS2-補-021改01	工事計画に係る補足説明資料 (安全避難通路に関する説明書)	P.30	緊急時対策所の図のELを適正化しました。(下線部参照) (旧)EL 50800 (新)EL 50250	2022/4/4	
4	NS2-補-021改01	工事計画に係る補足説明資料 (安全避難通路に関する説明書)	P.31,32	ガスタービン発電機建物の図のPN方位を適正化しました。	2022/4/4	
5	NS2-添6-001-07改01	安全避難通路を明示した図面	P.28	サイトバンカ建物の図のPN方位を適正化しました。	2022/4/4	
6	NS2-添6-001-07改01	安全避難通路を明示した図面	P.30	緊急時対策所の図のELを適正化しました。(下線部参照) (旧)EL 50800 (新)EL 50250	2022/4/4	
7	NS2-添6-001-07改01	安全避難通路を明示した図面	P.31,32	ガスタービン発電機建物の図のPN方位を適正化しました。	2022/4/4	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(非常用照明)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
1	NS2-添1-040改01	VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書	P.3	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)避難口及び非難の方向を明示するため (新)避難口及び避難の方向を明示するため	2022/4/4	
2	NS2-添1-040改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)	P.1	島根2号機について説明するため、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)東海第二は可搬型照明を自主対策設備として整理 (新)島根2号機は設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型照明を 作業用照明として整理	2022/4/4	
3	NS2-添1-040改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)	P.2,~5,7~9, 13,14	用語統一のため備考欄の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)島根2号 (新)島根2号機	2022/4/4	
4	NS2-添1-040改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)	P.3,4,9	島根2号機について説明するため、記載を適正化しました。 (旧)東海第二は設計基準事故時に用いる可搬型照明を自主対策設備と して整理 (新)島根2号機は設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型照明を 作業用照明として整理	2022/4/4	
5	NS2-添1-040改01(比)	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-13 非常用照明に関する説明書)	P.13	用語統一のため備考欄の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)島根の緊急時対策所は (新)島根2号機の緊急時対策所は	2022/4/4	
6	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明 に関する説明書)	目次	誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)作業用照明の設置個所に関わる整理について (新)作業用照明の設置個所に係る整理について	2022/4/4	
7	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明 に関する説明書)	P.1	誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)技術基準規則第54条及び74条に係る照明の整理 (新)技術基準規則第54条及び74条に係る照明の整理	2022/4/4	
8	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明 に関する説明書)	P.14	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・中央制御室から上記の現場機器室*1までの移動(ヘッドライト)1ルクス以上 ・非常用ガス処理系配管(狭隘部)(ヘッドライト、LEDライト(フロアタイプ))20ルクス以上 ・緊急時対策所用発電機(ヘッドライト)20ルクス以上 (新) ・中央制御室から上記の現場機器室*1までの移動(懐中電灯、ヘッドライト)1ルクス以上 ・非常用ガス処理系配管(狭隘部)(LEDライト(フロアタイプ))20ルクス以上 ・緊急時対策所用発電機(懐中電灯、ヘッドライト)20ルクス以上	2022/4/4	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
9	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.17	<p>個数について、予備個数を含めない記載へ適正化しました。(下線部参照) (旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場機器室までの移動に必要な照明としてヘッドライトを対応要員用に11個配備する。 ・非常用ガス処理系配管補修を実施時、狭隘部については、必要な照明としてLED ライト(フロアタイプ)を対応要員用に4個配備する。 ・夜間の緊急時対策所用発電機からの受電時の操作における夜間に必要な照明としてヘッドライトを対応要員用に38 個配備する。 <p>(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場機器室までの移動に必要な照明としてヘッドライトを対応要員用に<u>9</u> 個配備する。 ・非常用ガス処理系配管補修を実施時、狭隘部については、必要な照明としてLED ライト(フロアタイプ)を対応要員用に<u>2</u> 個配備する。 ・夜間の緊急時対策所用発電機からの受電時の操作における夜間に必要な照明としてヘッドライトを対応要員用に<u>34</u> 個配備する。 	2022/4/4	
10	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.18	<p>個数について、予備個数を含めない記載へ適正化しました。(下線部参照) (旧)</p> <p>ヘッドライト 中央制御室 11 個(予備2 個) 免震重要棟 38 個(予備4 個) 第1チェックポイント 3 個(予備1 個) 3号炉中央制御室 3 個(予備1 個)</p> <p>LED ライト(フロアタイプ) 第2チェックポイント 4 個(予備2 個)</p> <p>懐中電灯 中央制御室 11 個(予備2 個) 第2チェックポイント 11 個(予備2 個) 緊急時対策所(対策本部)43 個(予備5 個) 免震重要棟 38 個(予備4 個) 第1チェックポイント 3 個(予備1 個) 3号炉中央制御室 3 個(予備1 個)</p> <p>(新)</p> <p>ヘッドライト 中央制御室 <u>9</u> 個(予備2 個) 免震重要棟 <u>34</u> 個(予備4 個) 第1チェックポイント <u>2</u> 個(予備1 個) 3号炉中央制御室 <u>2</u> 個(予備1 個)</p> <p>LED ライト(フロアタイプ) 第2チェックポイント <u>2</u> 個(予備2 個)</p> <p>懐中電灯 中央制御室 <u>9</u> 個(予備2 個) 第2チェックポイント <u>9</u> 個(予備2 個) 緊急時対策所(対策本部)<u>38</u> 個(予備5 個) 免震重要棟 <u>34</u> 個(予備4 個) 第1チェックポイント <u>2</u> 個(予備1 個) 3号炉中央制御室 <u>2</u> 個(予備1 個)</p>	2022/4/4	
11	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.18	ヘッドライト以外の懐中電灯及びLEDライト(フロアタイプ)の照度確認のための各測定値も必要と判断し照度確認結果を適正化しました。	2022/4/4	
12	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.19	<p>同型機種が発煙による対応の水平展開のため、別機種へ見直しました。(下線部参照) (旧)LED ライト(三脚タイプ) 点灯可能時間:約4.5時間</p> <p>(新)LED ライト(三脚タイプ) <u>写真変更</u> 点灯可能時間:約8時間</p>	2022/4/4	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
13	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.19	個数について、予備個数を含めない記載へ適正化しました。 また、LEDライト(ランタンタイプ)の予備個数の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)LEDライト(三脚タイプ) 3個(予備1個) LEDライト(ランタンタイプ) 12個(予備2個) (新)LEDライト(三脚タイプ) 2個(予備1個) LEDライト(ランタンタイプ) 8個(予備4個)	2022/4/4	
14	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.20	同型機種の発煙による対応の水平展開のため、別機種へ見直し、照度確認状況の写真を適正化しました。	2022/4/4	
15	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.21	個数について、予備個数を含めない記載へ適正化しました。(下線部参照) (旧)3個(予備1個) (新)2個(予備1個)	2022/4/4	
16	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.22	同型機種の発煙による対応の水平展開のため、別機種へ見直しました。(下線部参照) (旧)チェンジングエリア用照明 点灯可能時間:約4.5時間 (新)チェンジングエリア用照明 写真変更 点灯可能時間:約8時間	2022/4/4	
17	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.22	個数について、予備個数を含めない記載へ適正化しました。(下線部参照) (旧)3個(予備1個) (新)2個(予備1個)	2022/4/4	
18	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.22	同型機種の発煙による対応の水平展開のため、別機種へ見直し照度を測定した結果(照度、写真)を反映しました。(下線部参照) 図4 中央制御室のチェンジングエリアにおける重大事故等発生時の照明の照度確認状況 (旧)除染エリア:約60ルクス、サーベイエリア:約165ルクス、 脱衣エリア:約60ルクス (新)除染エリア:約50ルクス、サーベイエリア:約210ルクス、 脱衣エリア:約100ルクス 写真変更	2022/4/4	
19	NS2-補-022改01	工事計画に係る補足説明資料(非常用照明に関する説明書)	P.23~39	図番号の記載を適正化しました。	2022/4/4	
20	NS2-添6-001-08改01	非常用照明の取付箇所を明示した図面	P.28	サイトバンカ建物の図のPN方位を適正化しました。	2022/4/4	
21	NS2-添6-001-08改01	非常用照明の取付箇所を明示した図面	P.30	緊急時対策所の図のELを適正化しました。 (旧)EL 50800 (新)EL 50250	2022/4/4	
22	NS2-添6-001-08改01	非常用照明の取付箇所を明示した図面	P.31,32	ガスタービン発電機建物の図のPN方位を適正化しました。	2022/4/4	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(通信連絡設備)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
No.1～36までは、NS2-他-097改01で整理済みのため省略						
37	NS2-添1-038改03	VI-1-1-11 通信連絡設備に関する説明書	P.24	<p>誤記を修正しました。(下線部参照) 【原子炉建物及び廃棄物処理建物】 (旧)無線通信用アンテナ (新)発信用アンテナ(1・2号) 【建物間】 (旧)無線通信用アンテナは、原子炉建物及び緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信用アンテナが機能維持できることを確認する。 (新)発信用アンテナ(1・2号)は原子炉建物、受信用アンテナ(1・2号)は緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び発信用アンテナ(1・2号)並びに受信用アンテナ(1・2号)が機能維持できることを確認する。 【緊急時対策所】 (旧)無線通信用アンテナ (新)受信用アンテナ(1・2号)</p>	2023/2/21	